

教育委員会定例会議事日程

令和8年5月8日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

「南吉田小学校」「港北図書館」「梅林小学校うめりんクラブ」の文部科学大臣表彰について

3 審議案件

教委第5号議案 学校規模適正化等について

教委第6号議案 令和8年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第7号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第8号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第9号議案 横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について

教委第10号議案 第31期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第11号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第12号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

教委第13号議案 第20期横浜市文化財保護審議会委員の任命について

4 その他

令和8年5月8日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○4/22 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○4/8 ひざり舞岡小学校 開校式

○4/14 教育委員会事務局職員辞令交付式

(2) 報告事項

○「南吉田小学校」「港北図書館」「梅林小学校うめりんこクラブ」の文部科学大臣表彰
について

3 その他

子供の読書活動優秀実践校・図書館として 「南吉田小学校」「港北図書館」「梅林小学校 うめりんこクラブ」 が文部科学大臣表彰を受賞しました！

文部科学省では、平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行う学校・図書館・団体(個人)に対し、大臣表彰を行っています。

「令和8年度子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、横浜市では「南吉田小学校(南区)」「港北図書館(港北区)」「梅林小学校 うめりんこクラブ(磯子区)」が受賞しました。つきましては、表彰式が行われますのでお知らせします。

■ 表彰式

日時：令和8年4月23日(木) 13時00分から16時40分まで(予定)

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター (東京都渋谷区代々木神園町3の1)

(令和8年度「子ども読書の日」記念 子ども読書活動推進フォーラム内で開催)

南吉田小学校(南区)

外国籍等児童が5割を超える本校では多文化共生の学校づくりを推進しています。夏の国際読書会では、外部機関や育友会(PTA)、地域協働本部と連携し外国人講師も招聘し多言語による読み聞かせを行い、母語を肯定的に捉える機会を創出しています。また、幼保小連携事業では、保育園への大型絵本の寄贈や訪問読み聞かせ、学校図書館への散歩受入れを通して、乳幼児期から本に親しむ環境を整えています。さらに「りんごの棚」設置により、点字・大活字本・外国語図書などバリアフリー資料を充実させ、すべての児童が読書を楽しめる環境を整備しています。これらの事業には司書教諭、学校司書とともに図書館委員会児童が参画しており、子どものアイデアを生かしながら活動しています。

港北図書館(港北区)

開館当初から地域の活動団体、ボランティアと協働し、読書活動を支えてきました。現在も協働することで、絵本、語り、紙芝居、英語や多言語によるおはなしなど多彩な内容のおはなし会を実施しています。読書推進の担い手育成にも力を入れており、わらべうたや絵本に関する講座を実施し、2024年には新たなボランティアグループを立ち上げておはなし会を拡充しました。また、「子ども司書講座」「中学生ライブラリアン」を実施し、修了後もイベント運営に参加してもらうことで若い世代の育成に取り組んでいます。「手で読む絵本」や「リーディングトラッカー」を作るイベントなども行い、子どもたちを対象とした読書バリアフリーの推進にも努めています。

梅林小学校 うめりんこクラブ(磯子区)

平成14年発足の「うめりんこクラブ」は令和8年に25年目を迎えます。司書教諭や学校司書と連携した毎週木曜の読み聞かせや年2回のロング昼休みの公演などで、長年児童と本を繋いできました。図書館には「うめりんこ図書」の専用棚があり、蔵書は327冊。子どもたちの読書活動を支えています。学校創立65周年には、オリジナル紙芝居『梅林ものがたり』を制作。地名の由来や梅仕事への興味を育む活動は、地域イベントでも大きな反響を呼びました。令和7年度からは「りんごの棚」を設置。誰もが本に親しみ、読書の幅を広げられる場づくりを進めています。

※りんごの棚とは、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる本を集めた棚のことです。

裏面あり



GREEN x EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



活動の様子

■ 表彰校・図書館の主な取組

【南吉田小学校】



国際読書会で活躍する図書委員児童



保育園を訪問し園児に本をプレゼント

【港北図書館】



ひろばのどんぐりおはなし会



子ども司書講座

【梅林小学校 うめりんクラブ】



朝の読み聞かせ



「梅林ものがたり」実演

お問合せ先

(活動の詳細について)

横浜市立南吉田小学校長 金子 Tel 045-231-8082
教育委員会事務局 港北図書館長 富田 Tel 045-421-1211
横浜市立梅林小学校長 安達 Tel 045-773-0341

(子どもの読書活動推進フォーラムについて)

国立青少年教育振興機構 教育事業部 事業企画課 Tel 03-6407-7621

(読書活動全般について)

教育委員会事務局 生涯学習文化財課長 粕谷 Tel 045-671-3236

(学校の読書活動について)

教育委員会事務局 学校経営支援課長 熊切 Tel 045-671-3233

(市立図書館全般について)

教育委員会事務局 企画運営課長 柳生 Tel 045-262-7342



GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



令和8年度「子ども読書の日」記念

子どもの読書活動 推進フォーラム

2026 **4.23**木 **入場
無料**

読書活動の推進や子どもの読書活動に興味のある方など、読書に関心のある皆様のご来場をお待ちしております。

13:00～16:40 受付開始 12:00 定員:600名



「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、毎年4月23日を「子ども読書の日」とすることを定めています。

本フォーラムは、この法律にもとづき、「子ども読書の日」を記念し、国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に開催いたします。

会場

国立オリンピック記念
青少年総合センター カルチャー棟
(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

参加方法

専用フォームから事前申込



お申し込みはこちら▶

プログラム

1. 式典……………文部科学大臣表彰(代表者授与)
2. 特別講演……………講師:酒井 邦嘉 氏(東京大学大学院総合文化研究科 教授)
3. ポスターセッション……………学校や図書館等による、読書推進活動の取組事例を発表
4. 表彰式……………優秀実践校・園・図書館・団体(個人)への文部科学大臣表彰授与

▼ YouTubeライブ配信
※一部プログラムを除く



開催後は、アーカイブ配信(一部を除く)を予定しております

主催



文部科学省



National Institution For Youth Education
3
国立青少年教育振興機構

体験の風をおこそう



子どもの読書活動推進フォーラム

プログラム

1. 式典 13:00~13:30 文部科学大臣表彰(代表者授与)

2. 特別講演 13:40~14:30

脳科学から見た読書のすすめ

東京大学大学院総合文化研究科 教授
酒井邦嘉氏

言語脳科学者・東京大学教授。人間に固有な脳機能の研究を続け、最近は音楽やマンガを対象に「芸術の脳科学」を探究中。『言語の脳科学』(中公新書)で第56回毎日出版文化賞を受賞。著書に『人間とは何だろうか』(河出新書)『デジタル脳クライシス』(朝日新書)『チョムスキーと言語脳科学』(インターナショナル新書)『勉強しないで身につく英語』(PHP 研究所)、編著に『芸術を創る脳』(東京大学出版会)などがある。NHK ラジオ深夜便で偶数月(第4月曜日)にパーソナリティを担当中。



3. ポスターセッション

14:30~14:40 出展者によるPRタイム

14:40~15:30 学校や図書館・団体(個人)等による、
読書推進活動の取組事例を発表
出展団体数16(予定)

4. 表彰式 15:40~16:40

優秀実践校・園・図書館・団体(個人)への
文部科学大臣表彰授与

※式の進行により、終了時間が変更となる可能性があります。



参加方法

▼お申し込みはこちらまたは公式ページから
専用フォームから事前申込
<https://forms.office.com/r/Ca1WmJNXvu>



申込〆切 4/20(月)

事前申し込みなく当日お越しの方も
座席に余裕がある場合にはご参加可能です。

読書フォーラム 青少年機構

検索

アクセス 国立オリンピック記念青少年総合センター
東京都渋谷区代々木神園町 3-1

- 電車でお越しの方
小田急線「参宮橋」駅下車 徒歩約7分
東京メトロ千代田線「代々木公園」駅下車(4番出口) 徒歩約10分
- バスでお越しの方
京王バス「代々木五丁目」バス停下車 徒歩1分
- お車でお越しの方
・ 三宅坂方面から
首都高速4号線 代々木ICより約100m
・ 渋谷方面から
右手に見えるオリンピックセンターを一度過ぎ、高速道路に入らず約300m進んだ先でUターンできます

お問い合わせ

国立青少年教育振興機構
教育事業部 事業連携課

honbu-jigyokakari@niye.go.jp
<https://www.niye.go.jp/services/dokusho.html>

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入いただいた個人情報は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」等に基つき適切に管理し、この事業に関する事務のみに使用し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示することはありません。
・本事業で職員等が撮影した写真や映像、制作物、感想文等の著作物を、当機構の広報等に使用する目的で、報告書や刊行物、インターネット(ソーシャルメディアサービスを含む)等に掲載することがあります。また、新聞社、雑誌社等が発行する刊行物やインターネット(以下、「印刷物等」)に記事・写真を掲載することもあります。
・当機構がインターネット上に公開した肖像及び著作物について、本人(又は保護者)から削除依頼を受けた場合は速やかに削除します。ただし、機構発行の印刷物並びに機構以外の者が発行・運営する印刷物等については対応できかねますのでご了承ください。



「体験の風をおこそう」運動については
こちらのHPをご覧ください



4



「早寝早起き朝ごはん」運動については
全国協議会のHPをご覧ください



教委第5号議案

学校規模適正化等について

横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申に基づき、横浜市立青木小学校における学校規模適正化等について、同校の通学区域を変更する。

令和8年5月8日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

横浜市立青木小学校における学校規模適正化等の対策について、令和8年4月28日付けの横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、同校の通学区域を変更したいので提案する。

青木小学校における学校規模適正化等について

1 趣旨

神奈川区の青木小学校は、通学区域内におけるマンション開発等の影響により児童数が増加し、教室不足が生じる見込みとなりました。そのため、令和6年8月に横浜市学校規模適正化等検討委員会へ諮問を行い、その後、保護者・地域等の代表者からなる検討部会を設置し、諸課題の調査審議を行ってきました。

このたび、検討部会として取りまとめられた意見書（別紙2）が、令和8年4月28日に開催された横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮られ、審議の結果、検討部会からの意見書に、同委員会からの付帯意見を付して答申されました（別紙1）。

この答申を踏まえ、青木小学校における学校規模適正化等について、通学区域変更及び特別調整通学区域の設定等を行います。

(1) 検討部会 委員名簿

部会長	澤野 英忠（青木第一自治連絡協議会 会長）	
副部会長	戸張 治行（青木中央自治会町内会連合会 会長）	
委員	石川 清美（青木第一自治連絡協議会 副会長）	中川 朋子（青木中央自治会町内会連合会 事務局長）
	渡邊 範文（青木第一自治連絡協議会 会計監事）	山下 明日香（青木小学校PTCA 会長）
	植松 満美子（青木第一自治連絡協議会 事務局）	櫻井 美枝（青木小学校PTCA 副会長）
	神谷 易廣（青木中央自治会町内会連合会 副会長）	相川 裕（青木小学校PTCA 副会長）
	明歩谷 年生（青木中央自治会町内会連合会 会計）	後明 好美（青木小学校 校長）

(2) これまでの経過

ア 検討部会

日程	内容
令和6年12月12日	第1回（部会運営方法、調査審議事項等の確認）
令和7年3月26日	第2回（施設面での対応不可の説明、通学区域変更案提示）
令和7年7月1日	第3回（経過措置（※）を設けた通学区域変更案を提示）
令和7年10月30日	第4回（経過措置に具体的な期限を設けない通学区域変更案に決定）
令和8年1月29日	第5回（通学安全に関する要望書案、意見書案を検討）
令和8年3月30日	第6回（通学安全に関する要望書確定、意見書内容確定）

※経過措置…期限付きの特別調整通学区域を設定すること

イ 横浜市学校規模適正化等検討委員会（経過報告及び意見書審議）

日程	内容
令和6年9月15日	令和6年度 第1回（諮問）
令和6年12月4日～	令和6年度 第2回、第3回（経過報告）
令和8年3月17日	令和7年度 第1回、第2回、第3回（経過報告）
令和8年4月28日	令和8年度 第1回（答申）

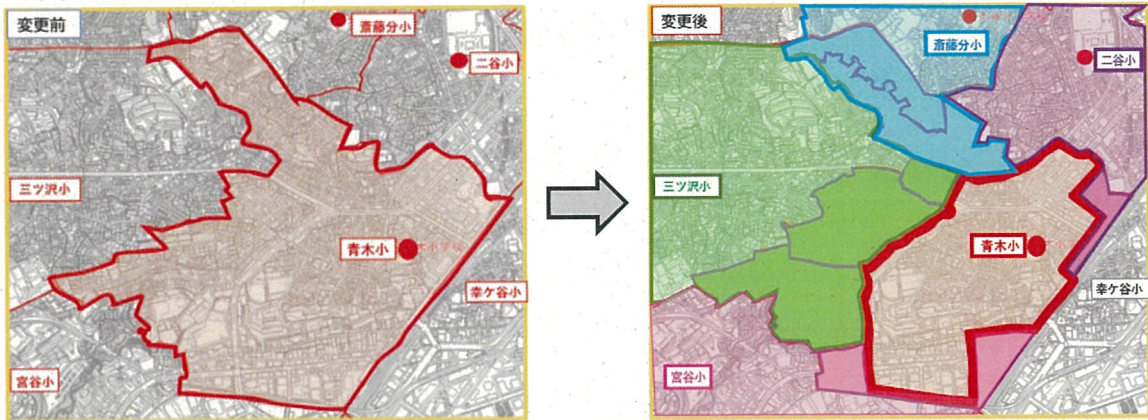
2 方針

(1) 青木小学校の教室不足対策について

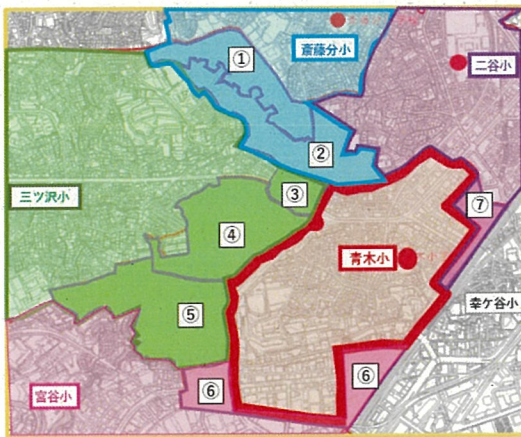
青木小学校の一部の通学区域については、周辺校である斎藤分小学校、二谷小学校、三ツ沢小学校及び宮谷小学校の4校へ変更するものとします。なお、該当地域に現在居住している住民への影響を可能な限り抑えるべきとの意見があったことを踏まえ、新規に供給される一部の物件等を除き、特別調整通学区域を設定することとします。

(2) 青木小学校における通学区域変更後の通学区域について

ア 通学区域図の新旧対照表



イ 規則改正後、特別調整通学区域が設定される地域とその指定校・受入校（ウの物件を除く）

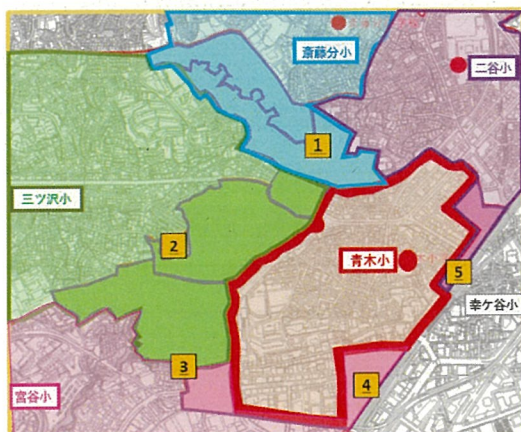


	対象地域	通学区域変更(特別調整通学区域)	
	(対象地域)	(指定校)	(受入校)
①	栗田谷	斎藤分小	青木小
②	(① 北・② 南)		
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小
⑤	沢渡	三ツ沢小	青木小
⑥	鶴屋町・台町(一部)※1	宮谷小	青木小
⑦	桐畑・反町(一部)※2	二谷小	青木小

※1：鶴屋町一丁目、台町1, 6, 8, 9, 11-1～11-19、台町・鶴屋町三丁目のうち、六角橋第394号線以西の地域

※2：桐畑2, 3、反町一丁目1, 8

ウ 特別調整通学区域を設定しない物件（住所地）の指定校



	想定住所地(※)	指定校	受入校
①	栗田谷 15-11	斎藤分小	—
②	松ヶ丘 58-3	三ツ沢小	—
③	沢渡 4-2	宮谷小	—
④	鶴屋町 1-41・42	宮谷小	—
⑤	桐畑 2・3-5	二谷小	—

※建設予定の物件も含まれており、今後、住所地に変更となる場合があることから、「想定住所地」としています。

(3) 通学区域変更先の周辺校との調整状況等について

通学区域変更先となる対象校については、各小学校や区役所等との調整を経て、学校長や地域関係者と通学区域変更とそれに伴う児童数・学級数の見通し等について説明を行い、ご了承いただいています。なお、「自校の児童数・学級数の見通しについても注視してほしい」といったご意見もいただいています。また、「すぐーる配信」等を通じて、検討状況については周辺校に通う保護者を中心に情報提供等を行ったところ、学区変更に伴うご意見・ご質問は寄せられていません。

本議案が承認された場合には、周辺校の児童数及び学級数を注視しつつ、必要に応じた対応を行うとともに、学区変更に伴う「通学路の設定」等、各学校と連携して必要な調整を行います。

(4) 通学区域変更に伴う児童数・学級数について

ア 青木小学校の児童数・学級数

① 通学区域変更前の推計値（令和7年度義務教育人口推計）

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	744	765	781	803	811	838	866	24
学級数	24	24(25)	24(26)	25(27)	26(27)	27	28	

※R7 個別支援学級状況：児童数：48名、学級数：8学級

② 通学区域変更後の推計値

※青木小を選択可能な通学区域において、全ての児童が青木小に就学した場合の最大値

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	744	765	756	748	731	728	725	24
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	

イ 周辺小学校の児童数・学級数

① 通学区域変更前の推計値（令和7年度義務教育人口推計）

斎藤分小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	208	228	233	231	238	247	252	10
学級数	8	9(11)	9(12)	9(12)	10(12)	11(12)	11(12)	

※R7 個別支援学級状況：児童数：4名、学級数：2学級

二谷小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	388	376	364	339	320	321	310	14
学級数	14	14	13	12	12	12	12	

※R7 個別支援学級状況：児童数：17名、学級数：3学級

三ツ沢小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	786	816	794	763	779	758	703	27
学級数	26	28	27	26	26	26	24	

※R7 個別支援学級状況：児童数：49名、学級数：7学級

宮谷小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	639	606	581	575	544	513	485	23
学級数	22	21	20	20	19	18	17	

※R7 個別支援学級状況：児童数：50名、学級数：8学級

② 通学区域変更後の推計値

※青木小を選択可能な通学区域において、全ての児童が各小学校へ就学した場合の最大値

斎藤分小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	208	228	249	269	285	305	320	10(※)
学級数	8	9(11)	10(12)	10(12)	11(12)	12	12	
二谷小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	388	376	380	372	364	378	380	14
学級数	14	14	13(14)	12(13)	12(13)	13	13(14)	
三ツ沢小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	786	816	828	819	860	864	831	27(※)
学級数	26	28	28	27	28	28	27	
宮谷小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	639	606	603	610	594	581	570	23
学級数	22	21	20	20	19	19	19	

※「斎藤分小」及び「三ツ沢小」については、内部改修等により必要教室を確保します。

なお、「三ツ沢小」は、令和8年度4月時点で28教室を確保し、学校運営を行っています。

※通学区域の変更後の児童数は、特別調整通学区域において各学校を選択した最大の児童数を計上して推計を行っていることから、学区変更に伴う変更前後の児童数は、一致しません。

- ・表中の「児童数」及び「学級数」は、一般学級の児童数・学級数。
- ・表中の「R7」児童数及び学級数は、令和7年5月1日現在の実数値。
- ・表中の「R8～R13の児童数及び学級数は、「令和7年義務教育人口推計」による推計値。
- ・表中の「学級数」の（ ）内の数字は、各学年の児童数が1～5人の増により学級数に影響する場合の最大学級数
- ・表中の「保有教室」は、「令和7年度義務教育人口推計」に掲載の公表値

(5) 通学区域変更に伴う通学安全対策について

通学区域変更後、新たに通学路となる道路等の通学安全の確保については、検討部会において通学安全に関する「要望書」が取りまとめられており、関係区役所・警察署へ提出します。

(6) 通学区域変更に伴う青木小学校の「指定地区外就学制度(※1)」の取扱いについて

今回の大幅な通学区域変更及び青木小学校のひっ迫した施設状況を踏まえ、指定地区外就学制度を利用するための該当理由のうち、

- ・兄弟姉妹に関する要件(兄弟姉妹が青木小学校在学中に限るもの)
- ・通学等に支障がないことを前提とする引っ越しに関する一部の要件(※2)

を除いて、住所地により指定されている小学校への就学・通学が望ましいと、意見書に示されています。

また、教育委員会に対して、学校長及び区役所が、指定地区外就学制度に係る承諾・不承諾の判断を適切かつ公平に行えるよう、必要な情報提供等による支援を行うよう示されています。

※1 指定地区外就学制度

子どもに個々の事情があり、学校長が指定地区外就学の事由に該当すると判断し、通学を承諾する場合に、指定された学校以外の学校へ通学することができる制度。

※2 一部の要件

- ・学年途中で青木小学校通学区域内に引っ越す予定があり、あらかじめ青木小学校への通学を希望する場合
- ・自宅の新築・改築等に伴い、青木小学校の通学区域外へ一時的に引っ越しをする場合

これを踏まえ、本議案が承認された場合には、青木小学校における指定地区外就学制度の取扱いについては、意見書で示された上記の運用を判断の参考としつつ、教室不足が発生しないよう、各学校と区役所にて対応し、教育委員会事務局も必要な支援を行うこととします。

(7) 通学区域変更に伴う関係中学校の通学区域について

青木小学校の通学区域変更に伴い、関係する中学校についても、小学校からの友人関係等に配慮した通学区域の調整を行うよう、検討部会の意見書に示されています。

これを踏まえ、本議案が承認された場合には、小学校の通学区域変更にあわせて、特別調整通学区域の設定を含む通学区域の変更について検討します。対象となる中学校は、栗田谷中学校、松本中学校、軽井沢中学校の3校を想定しており、関係する中学校及び該当地域との調整を行い、必要に応じた対策を講じます。

なお、中学校の通学区域変更（特別調整通学区域の設定を含む）を実施する場合に、関係校3校における教室状況の懸念は生じないことを確認しています。

(8) 今後、青木小学校または周辺校において教室不足が見込まれた場合の対応について

意見書では、今後、新たな大規模マンション等の整備計画が明らかとなるなど、青木小学校または周辺校において再び教室不足が生じるおそれがあるときは、教育委員会事務局において速やかに将来の児童数及び学級数の精査を実施するよう示されています。

また、その結果、「特別調整通学区域の解除」等、通学区域の再調整が必要と判断される場合には、地域住民への影響が大きいことから、対策を実施する年度の前々年度中に必要な調整を行うよう意見書に示されています。

これを踏まえ、本議案が承認された場合には、意見書で示されたとおり対応することとし、地域への影響を踏まえて、迅速かつ丁寧な調整等を行います。

3 横浜市学校規模適正化等検討委員会からの「答申」について

4月28日に開催された委員会にて、下記のとおり答申を決定しました。

令和6年8月23日付で諮問のありました標記の件について、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第2条に基づき、別紙「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書のとおり、答申します。

なお、当委員会として、「想定よりも子どもの人数が増えることにより、再び青木小学校の教室不足が見込まれた場合のみならず、減少が見込まれた場合についても、柔軟に検討・対策を講じることが望ましい」との付帯意見を申し添えます。

4 方針決定後の通学区域規則の改正手続きについて

本議案が承認された場合には、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の改正について、改めて、教育委員会会議に議案を提出します。

令和 8 年 4 月 28 日

横浜市教育委員会

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

令和 6 年 8 月 23 日付で諮問のありました標記の件について、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第 2 条に基づき、別紙「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書のとおり、答申します。

なお、当委員会として、「想定よりも子どもの人数が増えることにより、再び青木小学校の教室不足が見込まれた場合のみならず、減少が見込まれた場合についても、柔軟に検討・対策を講じることが望ましい」との付帯意見を申し添えます。

令和 8 年 4 月 28 日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例(平成25年9月横浜市条例第55号)に基づき、「青木小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、令和6年9月11日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。その後、6回にわたり「青木小学校」の学校規模適正化等に関わる諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

青木小学校の教室不足について検討を重ねた結果、教育委員会事務局から示された通学区域変更案を基に、通学区域変更を実施することを具体的な対応策とする方向性で、検討部会としての意見がまとまりました。

(2) 通学区域変更の規則改正の施行時期(特別調整通学区域の設定時期を含む)

施行時期は、施行日以降に対象地域に転入する小学生、施行日以降に入学となる新小学1年生(令和9年4月入学)を対象とするため必要な手続きを考え、令和8年(2026年)8月が適当と考えます。

(3) 通学区域変更の実施

ア 通学区域変更の対象地域

栗田谷、松本町三丁目、松ヶ丘、沢渡、鶴屋町一丁目、
桐畑の一部(2, 3)、反町一丁目の一部(1, 8)、
台町の一部(1, 6, 8, 9, 11-1~11-19)、鶴屋町三丁目・台町の一部(六角橋第394号線以西)

イ 通学区域変更後の指定校

「4 通学区域変更詳細地図」の②・③を参照

(4) 特別調整通学区域の設定

ア 特別調整通学区域の対象地域

前項(3)ア 対象地域と同一の地域(一部の物件(※)を除く)
※物件の詳細は「4 通学区域変更詳細地図」の②を参照

イ 特別調整通学区域の指定校及び受入校

「4 通学区域変更詳細地図」の③を参照

(5) 通学区域変更後、新たに通学路となる道路等の通学安全の確保

通学区域変更後の通学安全の確保については、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会から別途、関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、通学区域変更にあたっての要望

青木小学校は開校から152年を迎え、その間、地域としても学校と共に歩んできました。

このたび、青木小学校において教室不足が発生する見込みである旨を教育委員会から示され、青木小学校に通う児童のために、関係者が一堂に会して議論を重ね、一定の方向性がまとめられたところです。

一方で、青木小学校では、当面、教室に余裕のない状況が続くと見込まれており、引き続き注視が必要であると認識しております。

以上の点も踏まえ、今回の青木小学校及びその周辺校の通学区域変更にあたって、検討部会として次の事項を要望いたします。

- (1) 関係者に対して、通学区域変更までに適時かつ適切な情報提供を行うようお願いします。
- (2) 通学区域変更後も児童が安心して各小学校へ通学できるように、必要な対応を行っていただくようお願いします。
- (3) 指定地区外就学制度（以下、当制度）を利用した、青木小学校通学区域外からの就学・通学については、青木小学校の施設状況等を踏まえて、慎重にご判断いただくようお願いします。
本検討部会としては、青木小学校のひっ迫した施設状況を勘案し、当制度で示されている該当理由のうち、
 - ・「兄弟姉妹に関する要件（兄弟姉妹が青木小学校在学中に限るもの）」
 - ・「通学等に支障がないことを前提とする引っ越しに関する一部の要件（※）」を除き、住所地によって指定されている小学校に就学・通学することが望ましいと考えます。また、教育委員会におかれましては、学校長及び区役所が、当制度に係る承諾・不承諾の判断を適切かつ公平に行えるよう、適切な情報提供及び支援等を行うようお願いします。

※一部の要件

- ・学年途中で青木小学校通学区域内に引っ越す予定があり、あらかじめ青木小学校への通学を希望する場合
- ・自宅の新築・改築等に伴い、青木小学校の通学区域外へ一時的に引っ越しをする場合

- (4) 小学校における大幅な通学区域変更を実施するにあたり、小学校からの友人関係等を考慮した中学校の通学区域の調整を行うようお願いします。
また、通学区域変更の対象地域のうち、指定校を他の小学校に変更し、受入校を青木小学校とする「特別調整通学区域」の設定を行う地域（『4 通学区域変更詳細地図』③参照）については、中学校の通学区域においても同様に特別調整通学区域の設定等の調整を行うようお願いします。

3 青木小学校または青木小学校の周辺校において教室不足が見込まれた場合の対応

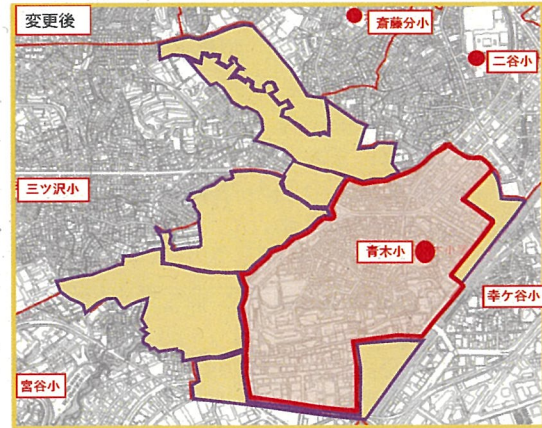
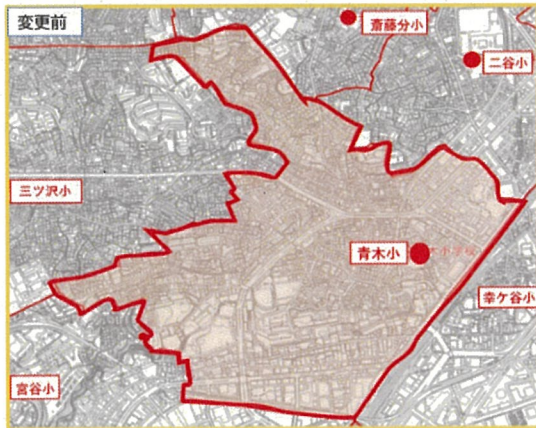
現時点では、通学区域変更の実施により、青木小学校の教室不足の見込みは解消され、変更先となる周辺校においても児童の受入れは可能と見込まれています。

一方で、今後、新たに大規模マンション等の整備計画が明らかとなるなど、青木小学校または周辺校において教室が不足する懸念が再び生じた場合には、教育委員会は速やかに将来の児童数・学級数の精査を実施するようお願いします。

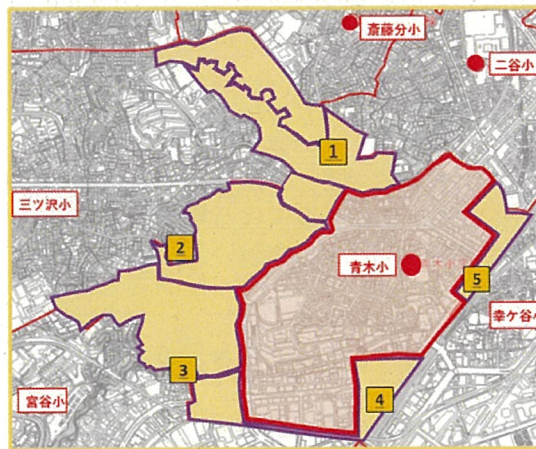
精査した結果、「特別調整通学区域を解除する」等、通学区域の調整が再度必要と判断する場合には、地域住民への影響が大きいことから、教育委員会は対策を実施する年度の前々年度中に調整を開始するとともに、住民に対し、丁寧かつ十分な説明を行うよう、お願いします。

4 通学区域変更詳細地図

① 通学区域図の新旧対照表



② 施行日以降、通学区域変更となる物件とその指定校

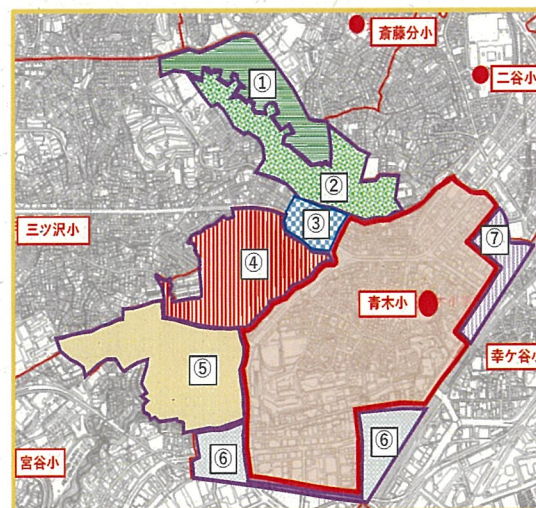


【通学区域変更対象物件・指定校】

	想定住所地 (想定戸数)	入居見込年	指定校
①	栗田谷 15-11 (70 戸)	令和 10 年度	斎藤分小
②	松ヶ丘 58-3 (66 戸)	令和 9 年度以降	三ツ沢小
③	沢渡 4-2 (61 戸)	令和 9 年度	宮谷小
④	鶴屋町 1-41・42 (76 戸)	入居済 (一部)	宮谷小
⑤	桐畑 2・3-5 (200 戸)	令和 9・10 年度	二谷小

... 通学区域
 ... 特別調整通学区域の設定地域

③ 施行日以降、特別調整通学区域が設定される地域とその指定校及び受入校



	対象地域	通学区域変更(特別調整通学区域)	
		(指定校)	(受入校)
①	栗田谷 (① 北・② 南)	斎藤分小	青木小
②	※ ① の物件を除く		
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小
⑤	※ ② の物件を除く		
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小
⑦	※ ③ の物件を除く		
⑧	鶴屋町・台町 (一部)	宮谷小	青木小
⑨	※ ④ の物件を除く		
⑩	桐畑・反町 (一部)	二谷小	青木小
⑪	※ ⑤ の物件を除く		

- ※ ⑥ (一部地域の詳細) : 鶴屋町一丁目、台町 1, 6, 8, 9, 11-1~11-19
鶴屋町三丁目及び台町のうち、六角橋第 394 号線以西の地域
- ※ ⑦ (一部地域の詳細) : 桐畑 2, 3、反町一丁目 1, 8

5 むすびに

本検討部会としては、今回の経緯を踏まえ、下記二点を申し添えます。

今後、横浜市内の市立小・中学校において、青木小学校と同様に教室不足が見込まれ、学校規模の適正化に係る検討を行う場合には、申し添えた事項を十分に踏まえたうえで、丁寧かつ計画的に進めていただくようお願いします。

- (1) 通学区域変更等に伴う学校規模の適正化については、当該地域に大きな影響を及ぼす重要な事項であることを十分に踏まえ、より早い段階で地域住民へ必要な情報を提供すべきであったと考えます。教育委員会事務局におかれましては、今後は、地域への影響を十分に踏まえ、早期かつ丁寧な情報提供を行うようお願いします。
- (2) 人口増加に伴う教室不足への対応については、個々の学校で解決すべき事項として捉えるのではなく、まちづくりの視点等も踏まえた「全市的な課題」として取り組むべき課題と考えます。つきましては、教育委員会のみならず、関係する部局間で連携のうえ、課題解決に努めるようお願いします。

教委第6号議案

令和8年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

令和8年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

令和8年5月8日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

教科用図書の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号により、教育委員会の職務と規定されている。令和 8 年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

令和8年度横浜市教科書採択の基本方針（案）

（前文）

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和8年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 令和8年度は、次の教科書を採択する。

ア 高等学校において令和9年度に使用する教科書

イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和9年度に使用する教科書

なお、小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科書は、令和5年度に採択した教科書を令和9年度まで、中学校及び義務教育学校後期課程、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和6年度に採択した教科書を令和10年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン 2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

〔高等学校〕

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に記載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に記載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種

別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

教委第7号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

令和8年5月8日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

高等学校において令和9年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和9年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

令和8年5月8日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 高等学校において令和9年度に使用する教科書
- 2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和9年度に使用する教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を選定することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の選定を適正に行うため、別添のとおり「令和8年度横浜市教科書選定の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って選定を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、選定の観点、選定の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の選定を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書選定にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の選定を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

1 高等学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に記載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に記載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種類や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長

に求める。

- 3 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。
- 4 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。